

開成町監査委員告示第15号

令和3年8月4日に実施した令和2年度定期監査の報告に対し、開成町長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月31日

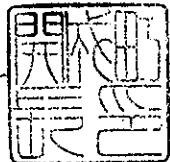
開成町監査委員 田中 章
同 下山 千津子

写

令和3年9月21日

開成町代表監査委員様

開成町長 府川 裕一



令和2年度定期監査における指摘事項について（報告）

令和3年8月4日に実施された（令和2年度定期監査）の指摘事項について、次のとおり報告します。

1 令和2年度定期監査実施日

令和3年6月29日から令和3年8月4日

2 指摘事項

町立小学校（2校）及び町立幼稚園（1園）の給食調理業務はそれぞれ3社に委託しており、令和2年度の給食提供予定日数は小学校で186日、幼稚園で149日であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小学校・幼稚園を臨時休業としたことにより、令和2年4月から6月上旬までの約2か月間、小学校で41日間、幼稚園で35日間、給食を提供しない措置をとった。

この措置により、令和2年度の給食提供実績は小学校で164日、幼稚園で130日となり、年間給食提供日数は小学校で22日、幼稚園で19日減少した。

この措置をとることは、受託者に支払う令和2年度の委託料に大きな影響を与えることから、このような場合には契約約款に基づき、協議をすることが適当である。

しかし、協議の経過を示す書類、報告書及び協議書が存在せず、協議は行われていなかつたと判断せざるを得ない。また、年間委託料についても契約書に定められた金額を変更することなく支出されていた。

以上のことから、協議を行わなかった原因や理由を明確にしたうえで、あらためて各受託者との協議を実施し、両者が納得できる令和2年度の委託料を確定するなど、必要な措置をとられたい。

3 指摘事項に対する見解、是正・改善等の内容

開成町立幼稚園・小学校・中学校における臨時休業措置の実施に伴い、休止となった給食業務について、当初は4月初旬からの学校再開が予定されており、再開後も安定的に学校給食を提供するため、最善の準備をするよう委託業者に依頼していたところである。

ご指摘のとおり、協議経過を示す書類や協議書等が存在していないため、協議を行わなかったと解釈されることはやむを得ないと考えるが、緊急事態宣言の解除延長が二転三転する中で、学校再開後の様々な対応・対策を想定し、給食再開に備えて、子どもたちの心身の安全・安心を確保するための準備を整えること、国からの事務連絡「臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮について」に基づく学校給食関係事業者に対する配慮、給食調理員の雇用確保等の観点から、令和2年度の給食実施状況が判断できるタイミングにおいて、委託内容等について改めて協議することとし、緊急事態宣言下も給食業務を止めないとの教育委員会の見解を委託業者に電話にて伝えたところである。

令和2年度の委託業者による業務実績として、年間の給食提供日数が幼稚園、小学校ともに減少したことは事実であるが、年間を通じた業務内容・スケジュールの変更点として、当初計画における8月の夏季休業期間を、不足した年間授業時間数確保のため夏季休業期間短縮に伴う8月の給食提供依頼に対応して頂けたこと、給食再開後の業務工程において給食室及び周辺箇所の除菌作業を追加したこと、子どもたちの安全確保に対する感染防止策強化（マスクに加えてフェイスシールドの着用、休憩時間の分散化、給食提供時及び下膳時での使い捨て手袋の着用義務付けなど）への積極的な対応などを追加実績として考慮した結果、教育委員会として、提供食数の不足はあるものの、令和2年度の業務委託料を減額する必要が無いとの判断に至った。

なお、監査委員からの指摘を受けて、改めて令和3年8月12日及び8月16日に委託業者3社との確認協議を実施し、委託料の変更等を行わないことを確認するとともに、令和3年度以降の作業においても、更なる感染対策の強化や衛生面での安全性向上のための取組を進めて頂くよう強く要請したところである。

今後も令和2年度同様の休業措置等が求められる可能性も想定され、状況や実態に応じて委託業者との協議により必要な措置を求めていくが、協議の内容や経過については協議書等の書面を作成し、町長までの決裁により結論づけていくことを徹底するよう改善を図る。

以上